

公益委員の見解

令和7年度鹿児島県最低賃金の改正審議において、平場での協議及び公労・公使間の個別協議を重ねてきたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りには期待できない状況に至った。

そこで、鹿児島県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を、以下のとおり示すこととする。

- 1 中央最低賃金審議会の目安小委員会の公益委員見解では、「地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版』及び『経済財政運営と改革の基本方針 2025』に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。」「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。」とされているところであり、この公益委員見解の目安額に十分配意しつつ、これまで審議を進めてきた。
- 2 目安額については、中央最低賃金審議会の目安小委員会において昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費（「持家の帰属家賃を除く総合」に加え、「頻繁に購入」「1か月に1回程度購入」「基礎的支出項目」「食料」の4項目）を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されており、地方最低賃金審議会においてもその点について配意する必要があった。
- 3 最低賃金については、3要素を考慮し、三者構成原則を踏まえ審議を行うこととされており、鹿児島地方最低賃金審議会においては、一定の引上げを行う必要性については三者とも共通認識であるものの、その引上げにおいて重視すべき要素は、労使で意見が分かれた。
- 4 労働者側においては、最賃近傍で働く労働者は物価高で困窮しており、中賃同様に食料を主体とした労働者の生計費を重要視する必要があることや、これ以外にも、当県におけるハローワークの募集賃金と最賃の乖離の是正、連合が算出したリビングウェッジ、最賃の地域間格差の是正等の見解が示されており、これらを考慮した。

- 5 一方、使用者側は目安額を全く無視できるものではないとしながらも、原材料価格の高騰は大きな負担であり、価格転嫁がすべての企業で適切に行われておらず、特に中小企業・小規模事業者においてはいわゆる BtoC における価格転嫁が進んでいない現状から通常の事業の賃金支払能力を考慮すべきであることや、8月の豪雨災害などに関しても被災した地域においては、少なからず影響も出ているとの主張があり、これを考慮した。
- 6 また、地域間格差について、今年度示された目安額はA、Bランクが63円、Cランクが64円であり、目安どおりの改定となった場合、最高額（東京都）に対する鹿児島県における額の比率は前年に比べて大きくなり格差の是正が一定図られるものの、地方にとってはこうした比率による格差是正のみならず、金額差による格差是正が重要であり、上述の物価上昇率の状況等3要素を勘案しつつ、可能な限り金額差の縮小を図るべきであると判断した。
- 7 これらのことを総合的に勘案して、公益見解としては、中央最低賃金審議会で示された目安額や公益見解を参酌した上で、県内の労働者の生活の安定を確保し、県民の消費活動の向上により、経済の好循環につながることを期待し、953円から73円引上げて、令和7年度の最低賃金を1,026円としたい。
- 8 このように本年度においては、過去最高の上げ幅であることや、近年の大幅な最低賃金の引き上げに対し、政府方針としても最低賃金の大幅な引き上げが示されていることも踏まえ、中小企業・小規模事業者への激変緩和措置、税制優遇措置、被扶養者の限度額問題等、税・社会保障も含む省庁の垣根を超えた一体的な支援策の再構築をすることを政府等に強く求める。
- 9 また、最低賃金法第1条は国民経済の発展に寄与することも目的としていることから、労働者の生活の安定のみならず、事業が適切に行えていることも重要であり、近年の目安額の大幅な引き上げによる倒産や雇用調整などを含めた中長期的な地方経済への影響について、特に目安額を大きく上回る引き上げを行った県を中心に把握、分析することが必要不可欠であると考えられることから政府等において中長期的な実態調査、分析を行うことも併せて求める。